

一連のオスプレイの事故及び緊急着陸等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年九月二十八日

糸数慶子

参議院議長 伊達忠一殿



一連のオスプレイの事故及び緊急着陸等に関する質問主意書

本年九月十一日、政府は、二〇一六年十二月に沖縄県名護市安部の海岸で起きたオスプレイ墜落事故（政府は「不時着水」と表現。以下「本件事故」という。）についての米軍事事故調査報告書を公表した。

同報告書によると、米側は、オスプレイの訓練任務中、右のプロペラがMC130J空中給油機のドロップ（給油口）と空中で接触した後、意図的に着水したものであり、機体の不具合又は整備不良が事故の要因ではなかったと結論付けている。

そこで以下質問する。

- 一 日本政府が承知している過去の米軍オスプレイの墜落事故を日本国内に限らず時系列的に示されたい。
- 二 日本政府が承知している過去の日本国内におけるオスプレイの緊急着陸を時系列的に示されたい。
- 三 日本政府は、本件事故に関し、米国政府に対しどのような内容の申入れを行ったのか、当該申入れを行った際の公文の文言を示されたい。
- 四 日本政府は、本件事故に関し、米国政府の事故調査とは別に独自の事故調査等を行ったのか明らかにされたい。独自の事故調査等を行ったのであればその内容の詳細を明らかにされたい。

五 防衛省は、二〇一五年にも米カリフォルニア州の海兵隊所属のオスプレイが本件事故と同様の事故を起こしていたことを本年九月十一日に明らかにしたと報じられているが（九月十二日付東京新聞）、そうであれば、本年一月二十七日の衆議院予算委員会における「オスプレイがこのような形で給油中に事故を起こしたことは今回が初めてであるというふうに米側から説明を受けている」との政府答弁と矛盾している。改めて、日本国の内外を問わず、本件事故と同様のオスプレイの事故がこれまでに起きたことがあるかどうか、事実関係をどのように認識しているのか説明されたい。

六 オスプレイの緊急着陸は、人為的な起因による機体の損傷や機器の故障、エンジン等のトラブルが原因と考えられ、極めて重大な問題である。これらの緊急着陸に関し日本政府は米国政府に対し、その都度、何らかの申入れを行っているのか、申入れを行っているのであれば、その内容を示されたい。申入れを行っていないのであれば、行っていない理由を示されたい。

右質問する。